売 買 契 約 書（案）

売払人岡山市（以下「甲」という。）と買受人　　（以下「乙」という。）は，下水道工事に伴う金属スクラップ等売払　の売買について，以下の条項によって契約を締結する。

（信義誠実の義務）
第１条　甲及び乙は，信義に従い誠実にこの契約を履行するものとする。

（売買物件の現状引渡し）
第２条　甲は，令和　　年　　月　　日売却決定の金属スクラップ等（以下「売買物件」という。形状・数量は仕様書のとおり。）を仕様書記載の方法で乙に引き渡し，乙は，これを受け取るものとする。

（売買代金の額及び納入）
第３条　乙は，売買代金　　円を，甲が定める納入通知書により落札決定日から７日以内に甲が指定する金融機関に一括して納入するものとする。

（契約保証金）
第４条　この契約における契約保証金は免除する。

（売買物件の引渡し等）
第５条　甲は，第３条に定める売買代金の納入を確認後，売買物件を乙に引き渡すものとし，乙は，売買物件の現状を確認し，後日に至り異議を申し立てないものとする。
２　売買物件の引渡し日時は甲，乙協議のうえ決定することとする。

（所有権移転）
第６条　売買物件の所有権は，乙が売買代金を完納したときに乙に移転するものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）
第７条　乙は，この契約によって生じる権利若しくは義務を譲渡し，又は担保にしてはならない。

（契約不適合責任）
第８条　甲は，売買物件の引渡し後は当該売買物件に契約の内容に適合しないものが発見されても，その責任は負わないものとする。

（売買物件滅失時の措置）
第９条　万一，引渡し以前に天変地異，火災，盗難その他不測の事由により売買物件が滅失する被害を受けた場合は，本契約も失効するものとする。この場合，乙に損害が生じたとしても，甲は，その責めを負わないものとする。

（売買物件き損時の措置）
第１０条　万一，引渡し以前に天変地異，火災，盗難その他不測事由により売

買物件がき損する等の被害を受け契約時の価値を喪失したと認められた場合は，乙は本契約を解除することができるものとする。き損の程度が軽度な場合，甲，乙協議のうえ売買金額を減額できるものとする。この場合，乙に損害が生じたとしても，甲は，その責めを負わないものとする。

（契約の解除）
第１１条　甲は，次の各号の一に該当すると認めたときは，いつでもこの契約を解除することができるものとする。
（１）第３条に規定する期限までに乙が売買代金を納入しないとき。
（２）前号に定める場合のほか，乙がこの契約に違反したとき。
２　なお，この契約が解除された場合において，乙に損害が生じたとしても，甲はその責めを負わないものとする。

（費用の負担区分）
第１２条　売買物件の積込および運搬にかかる手続き及びその他契約にかかる一切の費用は，乙の負担とする。

（この契約に定めのない事項の処理）
第１３条　この契約に定めのない事項又は疑義が生じた事項については，法令（岡山市の条例，規則等を含む）の定めるところによるもののほか，甲，乙協議のうえ処理するものとする。

この契約の締結を証するため，本書２通を作成し，甲，乙両者記名押印のうえ，各自１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　　岡山市北区大供一丁目１番１号

岡山市

岡山市長　　大　森　雅　夫　　印

乙　　住所

氏名